

(組合会の招集)

- 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対し開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。
- 2 前項の招集状には、会議目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
 - 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りが出来る会議システム(以下、「会議システム」という。)により開催することができる。

(附 則)

1. 第16条の規約を第18条に変更し、また条文の一部を変更・削除し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 第3項を加え、平成30年4月1日から適用とする。
3. 第1項および第3項を改定し、令和3年4月1日から施行する。